

高齢者のみなさんへお知らせです

4月1日から、老人保健受給者の方は、病院の診療に関する一部負担金の額が変わります。

－外来の場合－

一日につき500円 → 一日につき530円
ただし、同一の医療機関に1カ月5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については無料となります。

※薬剤一部負担金は、従来どおりです。



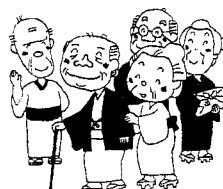
－入院の場合－

一日につき1,100円 →
一日につき1,200円

ただし、住民税非課税世帯の方は、市役所に申請することにより、1カ月の一部負担金の限度額が35,400円になります。

※住民税非課税世帯などで、老齢福祉年金を受けている方は、一日につき500円に減額されます。

老人保健などのことで、何かわからない点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
問合先 市民生活課 国保医療担当



Q&A 国民年金

保険料の免除制度はないのでしょうか？

Q 20歳の学生です。一人暮らしをしており、生活費や学費は親から仕送りを受けていますが、保険料まで親に負担してもらうのは気がひけます。免除してもらうことはできないのでしょうか。

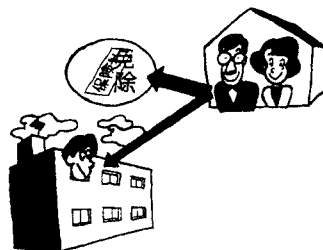
A 収入によって、学生の保険料を免除する制度があります。

20歳以上であれば学生でも国民年金に加入して保険料を納めることになっています。これは学生期間中に起きた事故や病気による障害についても保証しているという考えだからです。しかし、一般的に学生は収入がなく、保険料を自分自身で負担することが困難ですから、世帯主が本人に代わって負担している状況となっています。

そうすると学生をもつ親の負担は大きくなりますし、仕送りしている場合ではなおさら大変になります。そこで、親の収入によっては保険料を免除するという、学生だけのための免除制度が設けられています。ただし、学生本人がアルバイトなどで収入を得ており、所得税が課せられている場合は免除されません。

※4月から免除を希望される方は、5月末日までに印鑑・年金手帳を持参の上、市民生活課国民年金担当まで必ず手続きに来てください。

問合先 市民生活課 国民年金担当



国民年金前納プレゼント実施中

平成11年度分の国民年金保険料を前納された人の中から、県の抽選で国民年金保養センター「かすがい」のペア宿泊券を5名様に、また図書券とテレホンカードをそれぞれ100名様にプレゼントします。

平成11年度の保険料は、平成10年度と同額に据え置かれ月額13,300円です。159,600円(13,300×12カ月)のところ、全納すると155,750円となり3,850円のお得になります。定期預金の利率などと比べてみてください。なお、前納期限は平成11年4月30日(金)ですので、希望者はお早めに手続きをお願いします。